

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月26日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

寝屋川市香里新町12番3号

アートタウン香里

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

寝屋川市香里新町21番11号

富士興業株式会社

代表取締役 音田 真宏

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,066平方メートル

(変更後) 1,460平方メートル

(4) 変更する年月日

令和8年8月9日

2 届出年月日

令和7年12月8日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年12月26日から令和8年4月27日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

寝屋川市本町1番1号

寝屋川市都市デザイン部都市一課（総合戦略・産業立地）

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

(TEL (06) 6210-9496)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課